

# 学校体育施設開放事業 感染拡大防止ガイドライン

令和2年 7月10日  
(改訂) 令和2年10月16日  
川越市スポーツ振興課

## 【はじめに】

本ガイドラインは、学校体育施設開放事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、スポーツ庁が発行した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び、公益社団法人全国公立文化施設協会が発行した「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に作成いたしました。

なお、本ガイドラインは、今後の状況を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

## 【感染防止のための基本的なお願い】

学校体育施設のご利用にあたっては、スポーツ活動・文化活動ともに、本ガイドラインを遵守することを条件に、ご利用をお願いいたします。

利用者の代表者の方は、責任をもって、本ガイドラインを遵守するよう利用者全員に指導していただくとともに、利用者を含む関係者全員が感染防止のために取り組み、感染リスクを高めない努力をしていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインを遵守されていないことが確認された場合、学校に在籍する児童・生徒や他の利用者の安全を確保する等の観点から、学校長・運営委員長・管理指導員の判断により、施設の利用を許可しないことや、途中退場をしていただく場合があることをご承知おきください。

## 【具体的な利用指針】

利用する際は、以下の留意事項を遵守していただくようお願いいたします。

### 1) 共通事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。
  - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）  
※当日のみでなく、過去14日以内の体調を考慮してください。
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察機関を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 利用者は活動前に検温を行い、利用団体代表者へ報告してください。代表者は、利用日ごとに学校体育施設利用者名簿を作成し、併せて学校体育施設利用時の感染防止策チェックリストを記入してください。作成・記入した書類は原則代表者が2ヶ月間保管し、スポーツ振興課および利用学校から指示があった場合、速やかに提出してください。
- ③ 原則としてマスクを着用してください。ただし、マスクを着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性がありますので、運動中のマスクの着用は利用者等で判断してください。熱中症の危険性がある場合、利用者の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の利用者との距離を確保してください。
- ④ 3密（密集・密閉・密接）を回避してください。着替えや荷物を置く場所の距離を空け、活動中以外は、2mを目安に周囲の人との間隔を確保してください。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。また、室内においては、複数の窓開けによる常時換気を実施してください。

ミーティング等においても同様です。

- ⑤ 飲食については、各学校で指定された場所のみで行うものとし、周囲との距離を取って対面を避け、会話は控えめにしてください。
- ⑥ ハンカチを持参し、こまめな手洗い、アルコール等（利用者が用意）による手指消毒を実施してください。
- ⑦ 会話は最低限とし、集団を作らないでください。
- ⑧ 利用後入れ替えは、スムーズに移動し、長居せず、すみやかに退場してください。
- ⑨ 利用後は必ず、体育館や倉庫・トイレのドアノブや手すり等、利用者の手に触れた部分を、アルコール等で清拭消毒してください。消毒の際は使い捨てペーパーや布等を用い、ゴミ等は利用者が持ち帰ってください。
- ⑩ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、指示に従ってください。
- ⑪ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください。

## 2) スポーツ活動

- ① ウォーミングアップの際も、できるだけ「ソーシャルディスタンス」を確保し、身体接触する2人組のストレッチ等を行わないようにしてください。
- ② 運動中に唾や痰をかくことは行わないでください。
- ③ 大きな声で会話、応援等をしないでください。
- ④ ほかの利用者と握手やハイタッチ握手をしないで、うなずきや手を振ることで代替し、リスク軽減を図ってください。
- ⑤ ラケットやボール等の利用者が手に触れるものは、できる範囲でアルコール等の消毒を行ってください。ただし消毒液による劣化が心配されるもの（支柱など）については、ゴム手袋等（利用者が用意）を着用するなどして使用してください。

## 3) 文化活動

- ① 椅子を使用する場合、十分な座席の間隔（2mを目安に、最小1m）を確保してください。
- ② 大きな声で発声をしないでください。
- ③ 学校内の備品を利用する場合は、利用者が手に触れる物は、アルコール等による消毒を行ってください。
- ④ 民謡や吹奏楽など、飛沫感染リスクの高い活動については、利用者間の距離をさらに開ける、発声（音）者との正面位置を避けるなど、特に配慮をお願いいたします。

### 【おわりに】

※以上の留意事項が遵守されていないことが確認された場合、利用されている学校に在籍する児童・生徒や他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の開放を中止させていただく可能性がございます。

※本ガイドライン実施期間の終了は、川越市教育委員会および川越市スポーツ振興課にて判断いたします（現在未定）。正式な通知があるまで、継続をお願いいたします。

利用者の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。